

2006 年第 291 號法律公告

《2006 年〈2004 年人體器官移植 (修訂) 條例〉
(生效日期) 公告》

現根據《2004 年人體器官移植 (修訂) 條例》(2004 年第 29 號) 第 1(2) 條，指定 2007 年 2 月 15 日為該條例以下條文開始實施的日期——

- (a) 第 1 及 2 條；
- (b) 第 4(c) 條 (除就新的“上訴委員會”的定義而言外)；
- (c) 第 6 條；
- (d) 第 7 條 (只就新的第 3A、3B 及 3C 條而言)；
- (e) 第 12 條 (只就新的第 9 條而言)；及
- (f) 第 14 及 15 條。

衛生福利及食物局局長
周一嶽

2006 年 12 月 21 日